資料１

千葉市の水道事業について

千葉市
CHIBA CITY

令和３年度第１回
千葉市水道事業運営協議会
令和3年８月１８日（水）

千葉市水道局

目 次

1　千葉市水道事業（市営水道）について

（１）千葉市内の水道事業（給水区域）　P. 2

（２）市営水道の経緯　P. 3

（３）水源について　P. 4

（４）県営水道との比較　P. 5

2　経営状況（R2決算見込）について

（１）収益的収支の概要　P. 6

（２）資本的収支の概要　P. 8

（３）他会計繰入金の推移　P. 10

3　経営計画と目指すべき方向性

（１）経営計画　P. 11

（２）目指すべき方向性（県営水道との事業統合について）　P. 12

1　千葉市水道事業（市営水道）について

（１）千葉市内の水道事業（給水区域）

千葉市内の水道･･･3事業者により運営
（千葉県企業局（県営水道）、**千葉市水道局（市営水道）**、四街道市上下水道部）

・県営水道　人口密度の高い都市部を中心に、市域面積の約70%、約90万人（約95%）に給水
・市営水道　市街化調整区域など人口密度の低い地域を多く含む、市域面積の約30%、4万6000人（約5%）に給水

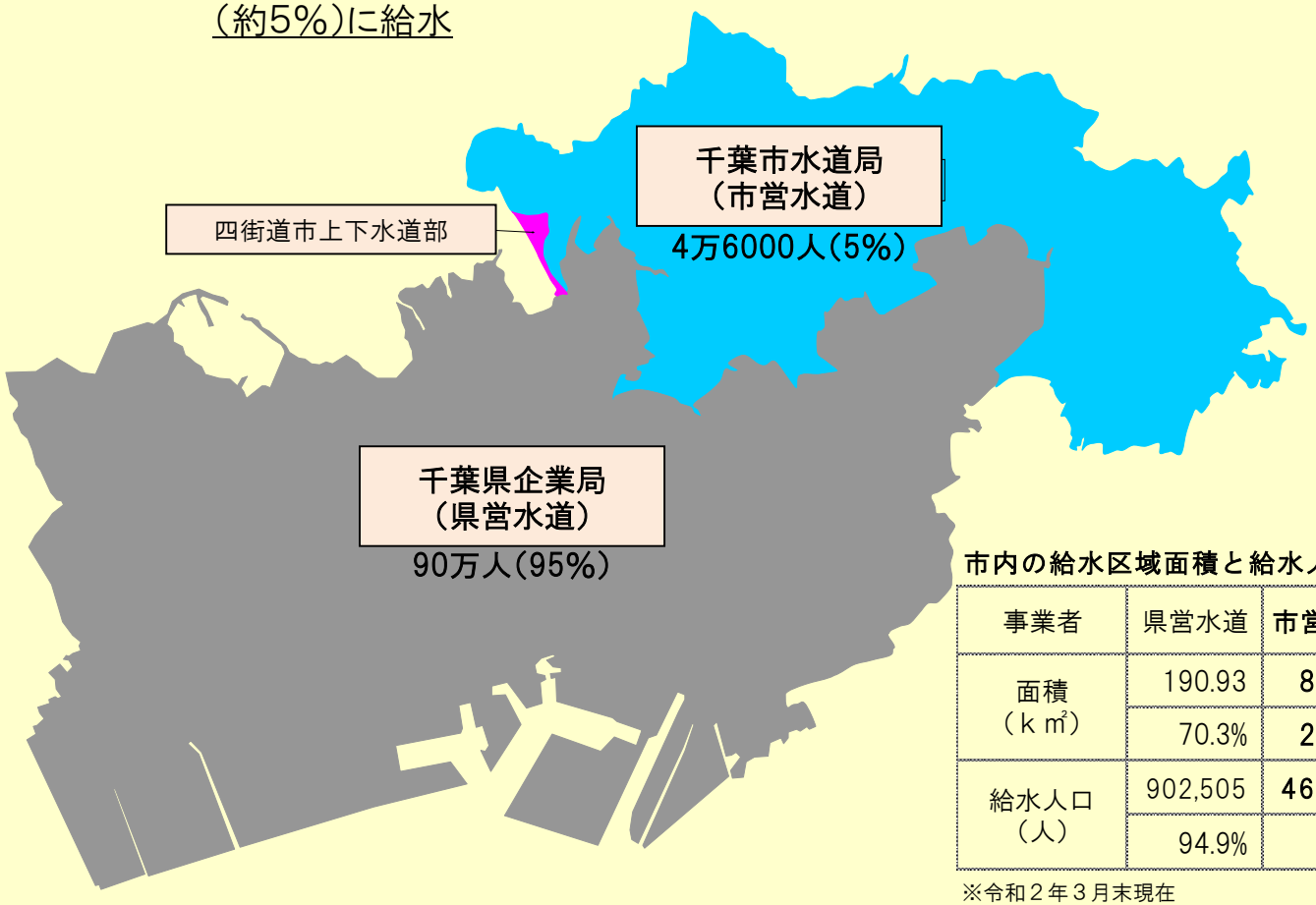

市内の給水区域面積と給水人口（事業者別）

事業者	県営水道	**市営水道**	四街道市	全　体
面積（ｋ㎡）	190.93	**80.28**	0.56	271.77
	70.3%	**29.5%**	0.2%	100%
給水人口（人）	902,505	**46,043**	2,312	950,860
	94.9%	**4.8%**	0.2%	100%

※令和２年３月末現在

（２）市営水道の経緯

昭和49年12月　第１次拡張事業認可
（土気、大椎・板倉、越智の３簡易水道事業統合）
昭和50年 1月　千葉市水道局設立（千葉市水道給水条例施行）
昭和60年 3月　第２次拡張事業認可
平成15年 4月　第３次拡張事業認可
（若葉北部地区、ちばリサーチパークの２簡易水道事業統合）

認可	給水区域	計画 給水人口
第１次拡張 （S49年度）	土気地区 8町一部 14.80㎢	25,000人
第２次拡張 （S60年度）	土気地区 全域11町 31.47㎢	49,900人
第３次拡張 （H15年度）	緑区22町 若葉区22町 80.28㎢	78,100人

（３）水源について

第２次拡張事業以降、

事業運営に必要な水量を確保するため、
霞ケ浦の水源（水利権）と房総導水路を
通水する権利（施設利用権）を取得

S59年度　房総導水路（0.06㎥／秒）
　　霞ケ浦導水（0.06㎥／秒）
H17年度　霞ケ浦開発（0.351㎥／秒）
H18年度　房総導水路（0.351㎥／秒）

H23年度　水需要精査（需要増加見込まれず）
↓
H29年度　霞ケ浦導水事業から撤退
（現在は霞ケ浦開発＋房総導水路のみ）

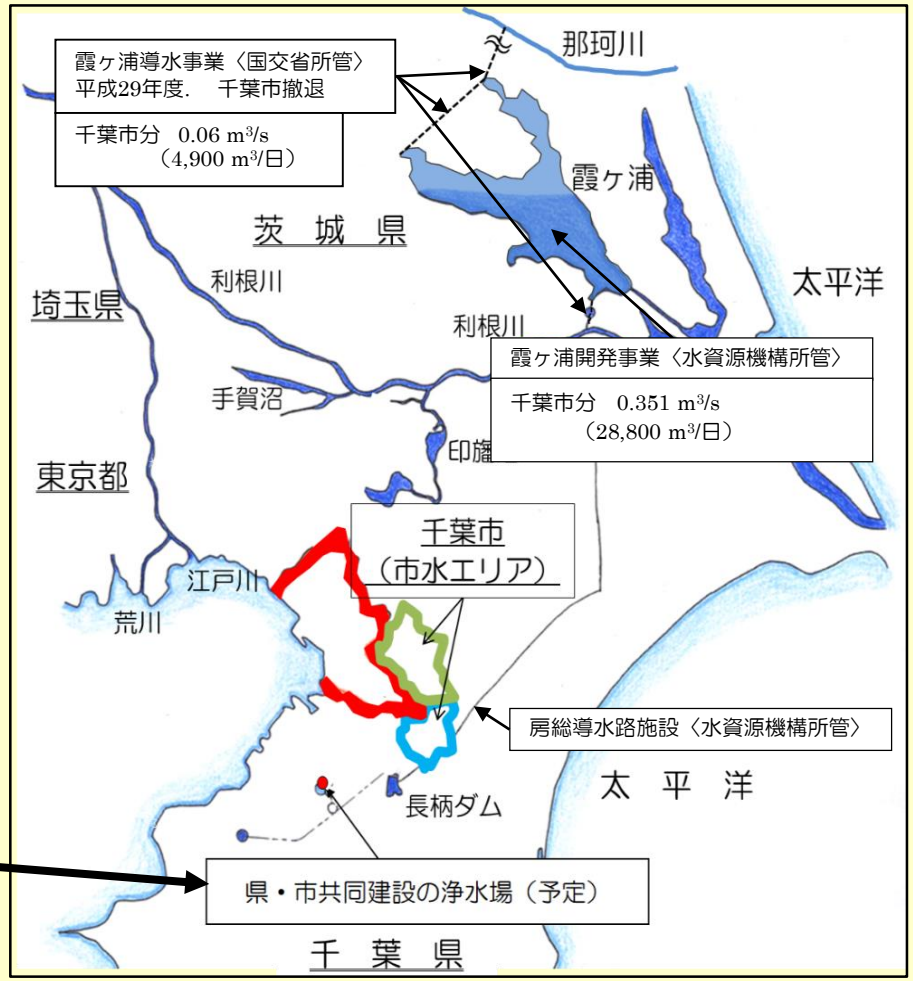

（現状の課題）
県営水道主導の浄水場が建設されず、未接続のため利用できていない。

↓

不足する水量を県営水道からの受水で確保しているため、受水費（毎年約７億円）と
現在までの水源取得総額（約250億円）とが二重負担となっている。

（４）県営水道との比較

① 経営効率に大きな違い

市営水道は有収水量密度（給水区域面積あたりの有収水量）が低い。＝同じ設備を作っても利用者が少ない

有収水量密度の比較（令和元年度）

	県営水道	市営水道	全国平均（※）
有　収　水　量　密　度 （有収水量（千㎥）／給水区域面積（ha）））	5.39	0.78	1.24

※全国平均は末端給水事業1,252事業の加重平均による。

高いほど効率が良い

② 料金体系は同一（市民公平）

水道料金（1月あたり）　（税抜）

	県営水道	市営水道
基本料金	890円	
従量料金	3,290円	
計	4,180円	

※口径20mmで月25㎥使用の場合

③ 構造的な赤字

供給単価と給水原価

	県営水道	市営水道
供給単価	198.2円	204.5円
給水原価	185.0円	374.8円
差額	13.2円	△ 170.3円

＜供給単価＞水１㎥あたりの水道料金収入

＜給水原価＞水１㎥を作るために必要な費用

低料金（県と同じ料金）で提供する水を、２倍のコストをかけて作っているため、赤字（＝繰入金）が発生

2　経営状況（R2決算見込）ついて

（１）収益的収支の概要

※「収益的収支」とは・・・**事業の管理・運営** に関する収入および支出をいいます。

百万円(税抜)

【収益的収入】　20億1,000万円

■営業収益　10億 200万円

給水収益（水道使用料）や加入者負担金など水道利用者からの収入

■営業外収益　9億 7,500万円

一般会計からの補助金など水道利用者以外からの収入

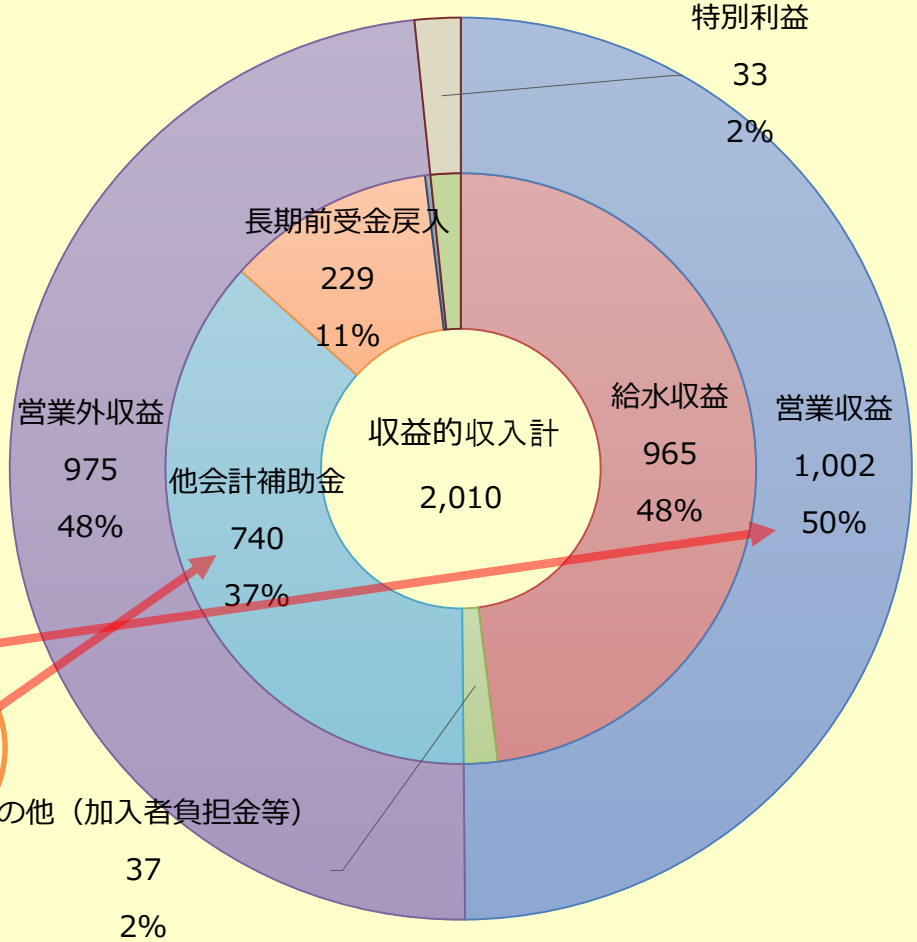

利用者負担は5割程度

約4割は他会計補助金（税金からの補てん）

【収益的支出】　20億1,000万円

■営業費用　18億4,400万円

県からの受水費、職員給与費、減価償却費など水道事業を運営していくために必要な費用

■営業外費用　1億6,600万円

事業運営に直接の関係がない費用（企業債利息など）

百万円(税抜)

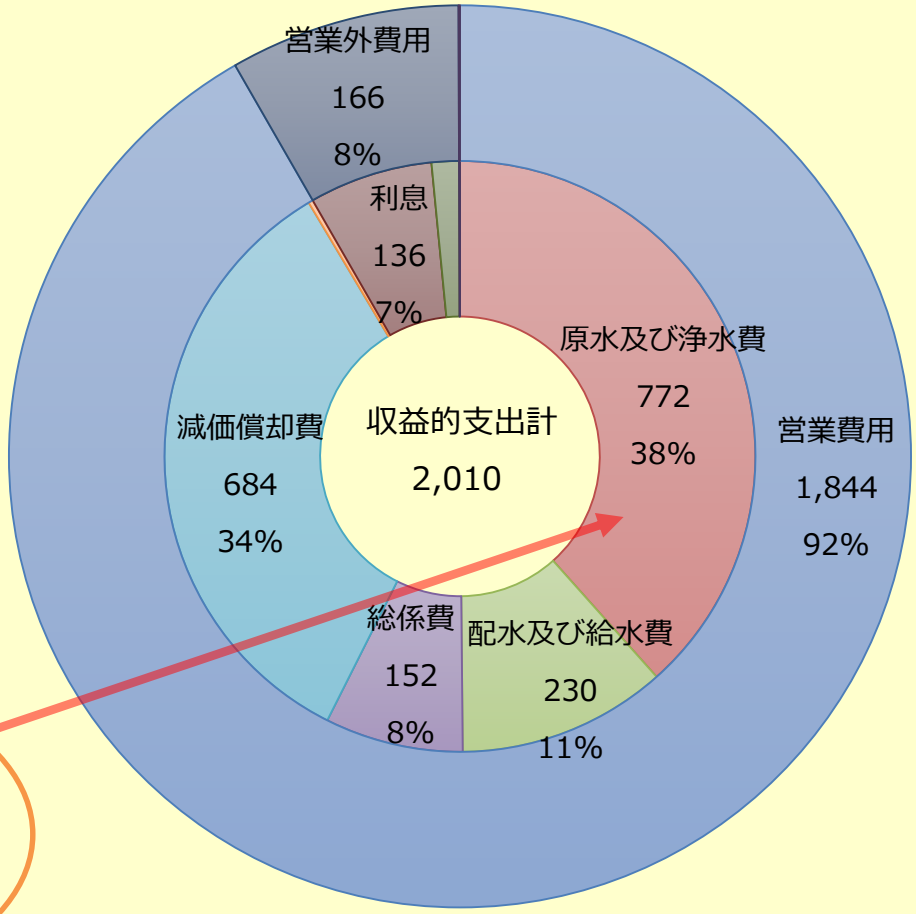

原水及び浄水費に含まれる受水費（7億1,600万円）が全体の4割近くを占めます。

（２）資本的収支の概要

※「資本的収支」とは・・・**施設の建設・改良** に関する収入および支出をいいます。

百万円(税込)

【資本的収入】　10億2,600万円

■拡張費及び改良費に充当する企業債

1億 200万円

■出資金　9億 400万円

一般会計からの出資金

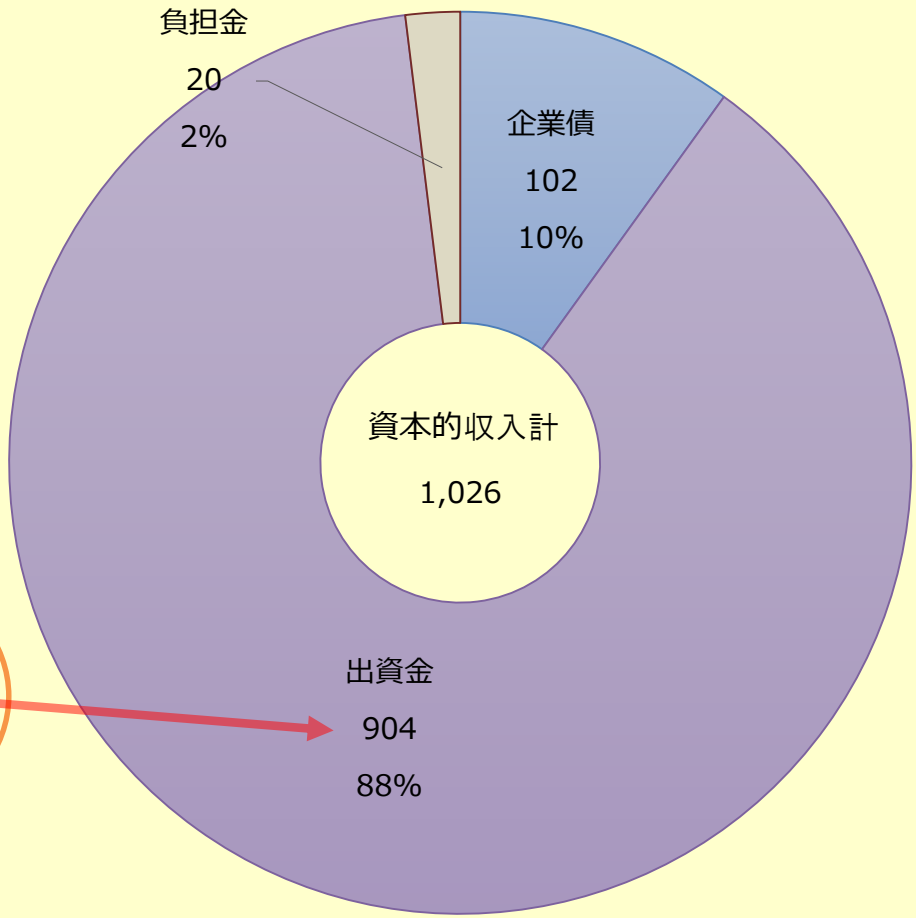

収入のうち約9割が「出資」で、内部留保の不足を一般会計から補てんしています。

【資本的支出】　15億 600万円

■建設改良費　4億2,400万円

拡張費

配水管整備（御殿町（舗装復旧））
霞ヶ浦開発事業負担金
房総導水路事業負担金 など

改良費

配水管増径改良工事（下田町）
大木戸西澤橋水管橋更新実施設計
など

■償還金　10億8,200万円

百万円(税込)

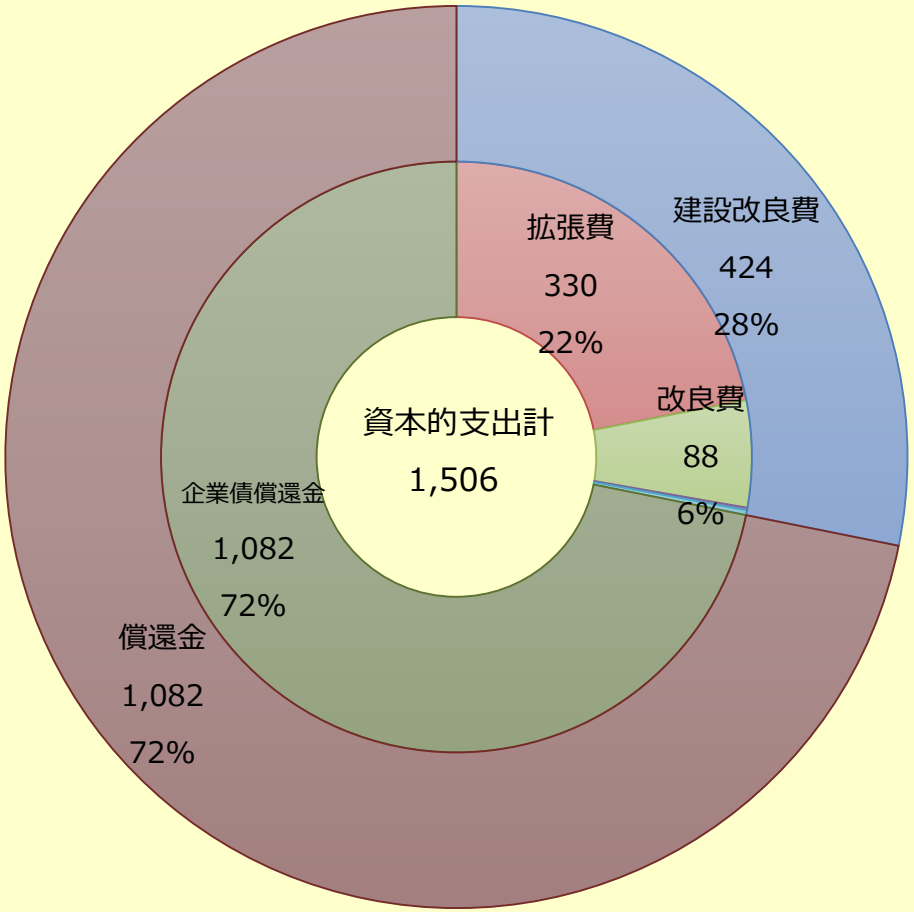

（３）他会計繰入金の推移

補てん財源（内部留保）が枯渇したことから、平成28年度から4条基準外の出資金を計上しており、更に令和2年度から負担金（工事前受金）の計上が終わったことから、繰入金の総額は約16億円まで増加しています。

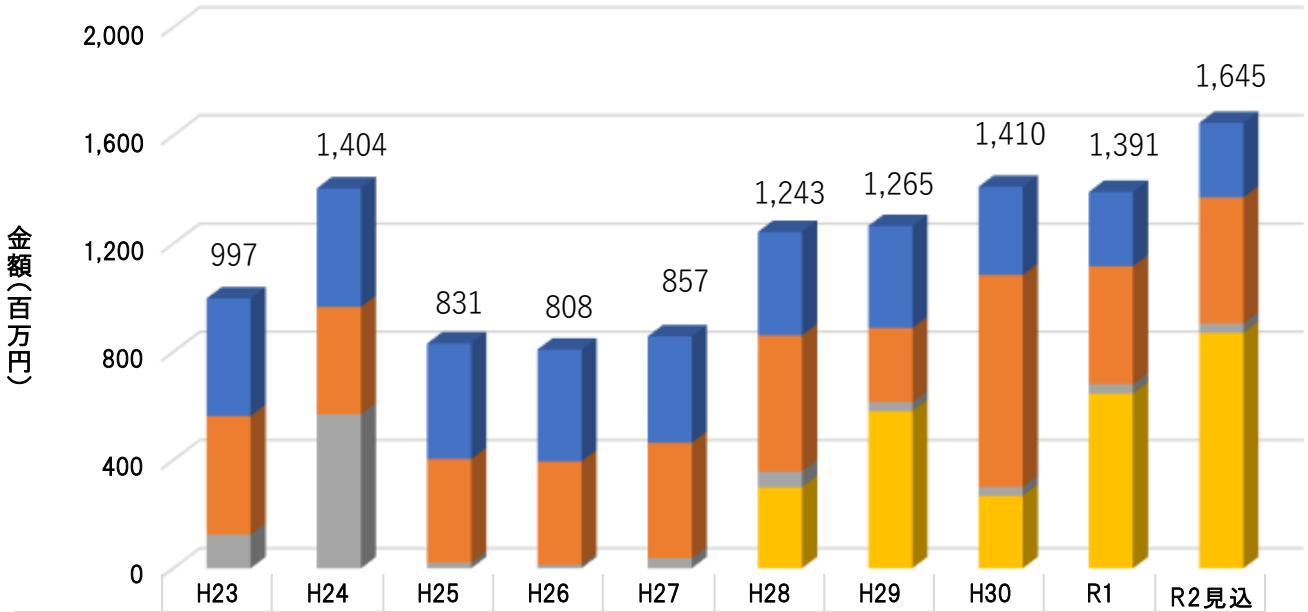

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2見込
3条 基準内	434	438	427	413	393	382	377	326	275	275
3条 基準外	438	397	383	382	426	503	274	783	435	466
4条 基準内	125	569	21	13	38	59	34	33	35	35
4条 基準外	0	0	0	0	0	299	580	268	646	870

4条 基準外　4条 基準内　3条 基準外　3条 基準内

3　経営計画と目指すべき方向性

（１）経営計画

水道事業における全国的な課題である
人口の減少、老朽化した管路等の更新、大規模災害への対策　などに対応するため、
国は水道事業体に計画の策定を求めています。

国から策定を求められる計画	
水道ビジョン（厚生労働省）	安全・快適な水の供給 災害時給水のための施設水準の向上
経営戦略（総務省）	経営の健全化

両方に対応するものとして策定 →

千葉市が策定した計画
H28～R2　**中期経営計画**
R3～R12　**中長期経営計画**

（１）中期経営計画（H28～R2）

・送水管の二系統化
・長期施設整備計画の策定
・浄水場設備の更新
・企業債残高の縮減　　など

← このあと「議題４」で検証、評価を行います。

（２）中長期経営計画（R3～R12）

・管路の耐震化
・送水管の二系統化
・浄水場等の設備更新
・統合や広域連携強化　など　　・・・　次回以降の運営協議会で節目ごとに報告

（２）目指すべき方向性（県営水道との事業統合について）

市営水道は給水区域の偏りにより経営効率が悪く、小規模事業体であるがゆえに災害対応にも限界があります。将来にわたって水道を維持し、水の安定供給を継続していくためには、抜本的な対策が必要となります。

そこで、**千葉市議会では**平成30年の第4回定例会において、地方自治法の規定に基づき、**市営水道と県営水道の事業統合を求める意見書**をまとめ、**千葉県知事に対して提出**しました。

千葉市水道事業と千葉県水道事業の事業統合を求める意見書（抜粋）

１　県営水道が現在実施している末端給水事業については、引き続き、実施するという方針を決定すること。
２　千葉市域については、千葉市水道事業を千葉県水道事業へ統合する協議を開始すること。

このあと「議題３」で状況を報告します。

（参考）事業統合によるメリット

・効率的、安定的な事業運営（重複部分の解消によるコストカット）
・市民への均一的な水道サービスの提供（わかりにくさの解消）
・市内全域への緊急災害時対応の強化、迅速化
・規模の拡大による人材育成力（技術伝承など）の向上　　など